

## 和田委員意見

最終報告案の執筆ご苦労様です。

偏らない立場で良く書かれていると思います。

小谷先生が個人的なお考えとして書込まれている文章

「個人的には、罰則の強化により技術者が萎縮してしまうよりも、よりよい建築を作つてゆくために、技術者の能力を最大限に発揮できる環境を提供することの方が重要であると考えている。設計行為に対応する報酬を保障せずに、責任ばかりを追及しては、若者をひきつけ、よりよい構造設計者を育成することはできない。大学における建築教育では、構造に興味を持つ学生が激減している現状で、人間の安全を守る技術者の重要性を認識するならば、罰則強化などを考える前に、構造技術者を社会的に認知し、待遇を改善すべきである。有能な若者が構造設計者として活躍できる環境を用意しなければ、能力が低い技術者に日本の建築物の安全性を任せる極めて危険な状況になる。」

がありますが、このことが最も重要なとと思っています。表に出る形で載せて戴けるようにお願い致します。

この他の点についても、小谷先生と野城先生のコメントに賛同しますが、これに書き加えると見難くなるので、私のコメントは独立に貼付ファイルに書込みました。

書込みは私のパソコンでは、2、6、9、13、15ページになっています。この5ページを本日の会で配っていただけるようにお願いします。

2ページは

構造計算書を偽装したのであるが、その構造設計が建築基準法を満たしていない設計になっていることの方が問題であることを書いたものです。構造計算より構造設計が問題であることを一言書き入れていただけると助かります。

6ページは

姉歯士の行動は発覚の危険性が高いと書かれていましたが、我々から見ると危険性ではなく、可能性と書いた方が良いように思います。

9ページは

小さなワープロ上の修正です。

13ページは

ストック重視は重要なのですが、現在の建築基準法は最低基準を示したもので、これだけをきちんと満たすことでストック時代の建築物は成立しないと思っています。  
一言書き加えて見ました。

15ページは

建築構造の問題が起きているので、日本建築構造技術者協会の取り組みも書き加えていただいた方が良いと思います。

以上です。  
和田 章

一建築士の犯罪的行為であれば、建築士のモラルの問題として片づけてしまうことも出来るが、建築行政の構造的な問題であるならば、なぜ偽装を見抜くことが出来なかつたか、その原因を究明し、そもそも現在の建築確認制度は建築士の構造計算書の偽装を見抜くことが出来るような制度であったのかも含め、建築確認検査制度自体を抜本的に見直す必要がある。

また、これまでも、建築基準法に関する不正行為が無かつたわけではない。ただ、その多くは、最近、大きく報道された東横インの事案に見られるように建築主による完了検査後の違法改造、あるいは施工段階の手抜き工事、手抜かり工事を原因とするものがほとんどであった。このため、従来、確認申請書に不正や誤りはないという前提で、中間検査の導入、完了検査の実施率の向上、特定行政庁による違反是正の強化等の取り組みが行われてきている。

したがって、再発防止策を検討するに当たっては、これまで誰もが想定しなかつた建築士による確認申請書の偽装がなぜ行われたかについて、真相を徹底的に明らかにする必要がある。

今回、本委員会として、これまでの調査・検討の成果を基に、最終報告書として、偽装問題の発生の背景と問題構造に対する分析を踏まえ、これから建築社会のあり方について、建築主の役割と建築設計システムの改革、建築確認・検査制度の見直し、施工体制の整備、流通市場の整備と消費者保護の観点から、より良い住宅・建築物を造り、それを永く使用するストック重視社会への転換を目指すことにより、住宅・建築物に対する国民の安全・安心を確保するための具体的提言を行うとともに、構造計算書偽装問題に対する行政対応についての検証と緊急時の建築行政に対する改善提案を行うものである。

国土交通大臣におかれでは、本委員会の報告書を踏まえ、各般の施策に早急に取り組まれることを強く期待するものである。

## 第1章 構造計算書偽装問題の発生、推移とその影響

### －国民に広がる不安と行政不信、マンション住民の不満－

#### (1) 構造計算書偽装問題の概要

今回の構造計算書偽装問題とは、これまでに判明している事実を基に要約すると以下の通りである。

- i) **建築基準法を満足しない建築物が設計され、建築基準法が定める建築確認手続きの中で、特定行政庁または指定確認検査機関に提出する確認申請書のひとつである構造計算書について、構造計算を行った者による偽装が、少なくとも平成10年頃から行われていた。**

削除: 建築基準法が

書式変更: フォント: (英)  
DHP特大ゴシック体, (日)  
DHP特大ゴシック体

を自分で選択したことの結果として、建て替えや補修の対象となっていないことから、資力に乏しい個人のオーナーを中心に不満が高まっている。特に、当初、改修のためのは正計画を相談しようにも、特定行政庁で十分な対応がなされなかつたことに対する苦情も多かった。

## 第2章 構造計算書偽装問題の構造と背景 ～なぜ偽装が起こり、なぜ見逃されたか～

建築物についてのこれまでの問題は、基準そのものの妥当性（災害、事故等を踏まえた規制の充実や社会状況・技術の進展を踏まえた規制緩和など）やいわゆる手抜き工事、欠陥住宅問題であり、とくに、欠陥住宅などは、実際の建物（住宅）が設計どおりに出来ていないという問題であった。

これに対し、今回の偽装は、「設計」で不正をはたらいたものであり、本来、建築士は、設計及び工事監理を通じて、建築物の安全の確保について、工事施工者を指導し、また、建築主を助ける立場にあることを踏まえると考える、ゆゆしき事態であり、建築物の安全の根本が傷ついた事件である。

また、設計は手抜き工事に比べれば確認機関でチェックを受け、申請書類が通常保存されることを考えると、発覚の可能性が高い不正でありにもかかわらず、今回、法により業務独占の資格を委ねられた建築士が設計の偽装をしたことが判明し、さらに、調査の結果、複数の建築士が偽装を行ったことが明らかとなっていることから、なぜ偽装を行ったかについての原因を分析することが、再発防止、さらには、建築士の機能を回復し、建築物の安全を確保する上で大切である。

削除: 危険

書式変更: フォント: (英)  
D H P 特太ゴシック体, (日)  
D H P 特太ゴシック体

### (1) 構造計算偽装問題の構造

#### ① なぜ偽装が起こったのか 一建築士制度の機能不全一

建築士は、国家資格を有する者として、設計・監理の業務を独占し、建築物の安全確保について第一に責任があるものである。にもかかわらず、なぜ、偽装に手を染める劣悪な建築士が出現したのかを検討する。

##### i) 偽装が行われた状況等について

わが国の建築生産システムでは、倫理・技術の劣る者が構造設計業務を受注する機会が排除されておらず、今回の偽装は、これらの倫理・技術の劣る者が、建築主からの経済的に厳しい要求条件を満たす構造設計ができないため、故意に改ざんもしくはねつ造を実施して、辻褄あわせをしたものと見られる。さらに、後に発覚した事案では、建築主

削除: し

書式変更: フォント: (英)  
D H P 特太ゴシック体, (日)  
D H P 特太ゴシック体

事が建築士より高い設計に関する能力を持ち、建築士を指導・育成するような**状況**にあった。このため、結果として、建築士が独占する業務として、責任を持って設計をし、建築主事が法適合の確認をチェックとして行うという二重制度は機能していた。

- また、建築確認では、膨大な量の事務処理がもとめられたこともあり、当初より、建築主事が申請図書の法適合を隅々までチェックしていたわけではなく、むしろ安全な設計を担うべき建築士の能力の向上により重点において安全な設計の推進を進めてきたものと見られる。

この制度の役割や運用実態が、その後の建築技術の高度化、建築士の能力の変動等により変質し、また、建築確認制度への誤解等が定着した。

○ 建築技術の高度化による法令規制の詳細化と建築士職能の未成熟  
地震等の被災経験や工学技術の進歩による建築技術の高度化を反映し、建築基準法の構造安全性にかかわる規定が数次にわたって改訂され詳細化され、建築物全体の総括をすべき立場にありながら、これらの高度化した建築技術を継続的に修得できず、このため、建築設計を総合的に管理することのできない建築士が多数発生した。

そのため、業務独占+法的適合確認という二重制度において、当初の理念とは裏腹に、設計を統合する建築士の役割が高まるのではなく、むしろ専門分野ごとの設計内容について法令適合確認に依存する度合いは深まっていった。

#### ○ 規制する側の技術力の相対的低下

1950年当時は、木造住宅が建築物の大半であるなか、鉄筋コンクリート建築物の大半は公共建築であり、規制を担う者（建築主事）は、公共建築の経験を通じて、規制される者（建築士）と同等以上の知見を持ち、建築量も住宅で27万戸件程度（平成17年で123万戸）と現在にくらべれば少なく、建築主事が建築士を指導・育成することが可能な状況にあった。

しかし、その後、公共建築の設計・監理・工事管理は外部に委託されることが通例となり、建築規制にあたる建築主事の技術力が、規制される側の建築士の技術力に比べ相対的に低下していった。

加えて、建築基準法の規定が高度化・詳細化するに及び、各分野ごとに専門分化する過程で、個々の分野だけをとつてみた場合、規制を担う者（建築主事）、と専門化された規制される者（建築士）

#### 削除: 状況

書式変更: フォント: (英)  
DHP特太ゴシック体, (日)  
DHP特太ゴシック体

書式変更: フォント: (英)  
DHP特太ゴシック体, (日)  
DHP特太ゴシック体

書式変更: フォント: (英)  
DHP特太ゴシック体, (日)  
DHP特太ゴシック体

#### 削除: の

書式変更: フォント: (英)  
DHP特太ゴシック体, (日)  
DHP特太ゴシック体

した職業倫理に支えられ、確かな技術力をもった設計者や施工者などが必要となり、そうした国民の関心が高まれば、自ずと今回のような、少数の悪質な技術者などによる誤魔化しを許さない建築社会が実現するものと考える。

こうした転換には、例えば中古市場の整備など市場基盤整備のような大きな課題もあるが、一方、設計や性能評価に、あと少しの投資をすることによっても相当の変革がはかれるのであり、今後の建築行政の課題として指摘しておく。

**最低基準を示した建築基準法の体系をもとに、ストックを重視した建築物を社会に広めることは難しいであろうが、市場原理、ライフサイクルコストなどの考えを用いて、ストックが重要であるという意識を国民の中に広めていく必要がある。**

書式変更：フォント：（英）  
DHP特太ゴシック体、（日）  
DHP特太ゴシック体

### 第3章 これからの建築社会のあり方に向けた提言

#### （1）これからの建築社会と基本的課題

わが国の経済社会がストック重視へと転換するなか、住宅・建築を社会の資産ととらえ、市場の活力と合理性により良好なストック形成がすすめられる建築社会の形成を図ることが大切である。

こうした建築社会では、安からう悪からうという住宅・建築は、市場の原理により排除されることとなり、構造計算書偽装のようなこそくな誤魔化しは通用しないこととなる。

こうした建築社会では、特に、

- ① スクラップアンドビルトから良質ストックの蓄積・活用に重点をシフトすることが大切であり、
- ② 良質ストックの尺度として、耐震性能、耐火性能などの基本的な建築物自体の性能に加え、住宅・建築は地域に根ざしたストックであり、地域と調和してはじめて、本当の質の良いストックとなることを認識することが大切である。

また、こういう成熟した建築社会では、国民の選択眼も厳しくなり、

- ① 住宅・建築の真の品質の確保
- ② 建築コストの安定性と透明性の確保

が基本的課題になる。これらは、実態として備えられるだけでなく、国民に対し、分かりやすく使い易いものとして、的確な情報の提供がなされるような市場環境の整備が図られるべきである。

務を行うことが出来るが、弁護士のように職能団体への加入が義務付けられていないため、上記のように、職能団体による倫理研修の徹底や、同様の見識をもったものによるチェックが行われにくく、技能の向上という面でも限界がある。

(社) 日本建築士会連合会では、「まじめに努力する信頼に値する建築士の証」、(社) 日本建築構造技術者協会では、「建築構造士の制度」を設けて、継続能力開発(CPD)制度を立ち上げ、会員に履修を義務化している。

職能団体への加入の義務化の検討と併せて、このような継続教育制度についても検討を進めるべきである。

### iii) 職能団体の活用による実践的倫理の強化と建築士の育成過程における倫理教育

今回の事件で、国民の生命・財産を守る建築物についての独占的職能であるはずの建築士のモラルの低下が明らかになったが、単に建築士の倫理強化を声高に論ずるだけでは効果がない。建築士は、雇い主である建築主、施工業者からの「早く」「安く」「緩く」という圧力と「建築物の安全性の確保」という国民の利益保護というジレンマに常に相対することになる。建築士が所属する各職能団体の倫理綱領を、このような建築士が業務上実際に遭遇するジレンマ、トリレンマに対してどのように行動すればよいのかを具体的に教示できる内容に改める必要がある。

また、このような有効な倫理綱領を持った職能団体のメンバーであることを開示する慣習を形成することにより、職能団体に加入することのメリットを生み出し、行動規範の徹底を促す必要がある。

諸外国では、公務員、専門技術者の受験資格として倫理が必須科目となっているという指摘があり、我が国でも、建築士の養成課程における倫理教育の必須化について検討すべきである。

### iv) 建築士に対する法的責任・罰則の強化

これまで日本社会は、性善説が主流だったが、経済優先の今日、人命に関わることは、万一の事態を想定し、性悪説に依拠して対応すべきと考えられる。

現行の建築基準法は、複数の建築士による共同作業で作成された設計図書であっても、資格を有する一人の建築士の氏名が確認申請書に記載されていれば事足りる。したがって、姉歯元建築士は、当初の21件の偽装物件のうち3件について、たまたま設計者として確認申請が行われていたため、建築基準法違反として告発され、建築士法上の監督処分を受けることとなったに過ぎず、建築物の構造安全性に関わる重大な犯罪

書式変更：フォント：(英)  
DHP特太ゴシック体、(日)  
DHP特太ゴシック体

削除：として